

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和6年4月15日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区事業用大規模建築物立入調査支援業務委託（単価契約）

(2) 目的

区は、事業系ごみの減量・リサイクルの推進、適正処理等を目的に、事業用大規模建築物（事業用に供する床面積の合計が3,000㎡以上の建築物）に対して、立入調査を行ってきた。

更なるごみの減量に取り組むべく、平成30年度に、立入調査の対象となる事業用大規模建築物の定義を3,000㎡以上から1,000㎡以上に見直し、より多くの建築物に立入調査を行おうとした。しかし、対象範囲は拡大した一方で、清掃事務所の職員体制は従来と変えられなかったことに加え、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、対象拡大後の建築物への立入調査をほぼ実施できていない状況にある。

本業務は、事業系ごみ減量・資源の再利用等に対する知識が豊富である事業者が、区職員の立入調査に同行し、事務補助を行うことで区職員の事務負担を軽減して年間の立入調査件数を増大させるとともに、個別の建築物の実情に合った専門的かつ的確な助言を行うことで、より一層の事業系ごみの効率的な減量化に取り組み、持続可能な社会の実現につなげていくことを目的とする。

(3) 業務内容

区職員が行う事業用大規模建築物の立入調査に同行し、事務補助を行うとともに、事業者に対してごみの排出方法についての助言等を行う。

(4) 履行期間

令和6年8月1日から令和8年3月31日まで

※契約は単年度ごとに締結し、各年度において本契約に係る予算の配当があること及び履行実績が良好であることを条件とする。

※契約期間中に事故又は履行不良がみられる場合などは、この契約を変更又は解除することがある。

2 参加資格

(1) 世田谷区の競争入札参加資格を有すること、なお、当該資格を有しない場合は、「法人事業税（「地方法人特別税」を含む）」、「法人税又は所得税」及び「消費税及地方消費税」に滞納がないことを確認するため、下記の書類を提出すること。

A. 履歴事項全部証明書

B. 税務署が発行する納税証明書（「法人事業税（「地方法人特別税」を含む）」及び「法人税又は所得税」、「消費税及び地方消費税」）

C. 提案を行う営業所が所在する都道府県が発行する法人事業税の納税証明書（営業所の

所在都道府県が発行できない場合は、本店の所在都道府県が発行するものでも可)

D. 財務諸表（過去3年間）

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税等に滞納がないこと。
- (5) 平成31年度以降、「事業系ごみ減量」に関する立入調査支援・一般廃棄物処理基本計画策定支援業務・アドバイザー派遣・講義・講演等の契約実績を有していること。
- (6) 別紙1「参考仕様書」に記載している業務を適切に遂行することが可能な豊富な実績を有していること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 事業者の理念、事業目的の理解
- (2) 業務体制
- (3) 事業者の信頼性
- (4) 事業者の実績
- (5) 事業の具体的内容
- (6) 事業の実現性、効率性、将来性
- (7) 価格及び価格の妥当性

5 手続き等

(1) 担当部課

〒156-0043

世田谷区松原六丁目3番5号 梅丘分庁舎2階

世田谷区清掃・リサイクル部事業課指導許可担当

電話：03-6304-3263

FAX：03-6304-3341

メールアドレス：SEA02241@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 募集説明書の交付期間並びに交付場所及び方法

①期間 令和6年4月15日（月）から令和6年4月30日（火）まで

②場所 区ホームページ（くらし・手続き>ごみ・リサイクル>事業者向け情報（公募情報等も含む））にて公開及び上記（1）に同じ

③方法 区ホームページからダウンロードまたは上記（1）の窓口で無償配布

※窓口の場合、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

(3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

①期限 令和6年4月30日（火）正午必着

②場所 上記（1）に同じ

③方法 持参または郵送（締切日必着）

※持参の場合、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

※郵送の場合、書留郵便に限り認める。

(4) 提案書に求める内容、提出期間、提出先及び方法

①提案書に求める内容 募集説明書を参照

②期限 令和6年5月29日（水）正午必着

③場所 上記（1）に同じ

④方法 持参または郵送（締切日必着）

※持参の場合、土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

※郵送の場合、書留郵便に限り認める。

(5) 質問受付

①期限 令和6年5月10日（金）正午必着

②場所 上記（1）に同じ

③方法 「質問書兼回答書」（様式4）を電子メールで「上記（1）担当部課」宛てに送信すること。

④回答期日 令和6年5月15日（水）

6 審査及び選定方法

提案書を合議により審査するため、選定委員会を設置し、評価基準に基づいて審査を実施する。審査においては、一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）を行い、総合的に評価した結果、最も優れた事業者を本件業務委託契約締結の相手方となるべき候補者とする。

(1) 一次審査

①実施日 令和5年6月上旬

②選定方法 提案書提出者が多数あった場合は、提出書類に基づき一次審査を行い、二次審査対象者を3社程度に選定する。

(2) 二次審査

①実施日 令和6年6月中旬

実施する日時及び会場等については、提案書提出期限後に通知する。

②選定方法 提案者による提案内容のプレゼンテーション（20分程度）を行い、終了後、提案及びプレゼンテーションの内容について質疑応答（15分程度）を行う。なお、プレゼンテーションに関しては、本委託事業の契約相手方となった場合に主の担当者となる者が行うこととする。

7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金は免除とする。

(3) 詳細な仕様、契約金額、候補者のシステムが提案どおり稼動すること等について、候補者と区の間での調整完了後、受託事業者として契約を締結し、契約書の作成を行う。

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口は、「上記5（1）担当部課」に同じ。

- (6) 区は、本案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 提出書類は、理由の如何を問わず一切返却しない。
- (8) 応募に関して必要となる費用は、全て応募者の負担とする。
- (9) 提出書類に虚偽の記載があった場合、提出された一切の書類を無効とする。
- (10) 提案書の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該提案書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (11) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的とし、区は契約の際、提案書の内容に拘束されないものとする。
- (12) その他の詳細は募集説明書による。